

平成 19 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 東洋紡績株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証、大証、各第 1 部)
お問い合わせ先 財務経理部長 檜原 誠慈
(T E L : 06-6348-3091)

2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 7 日開催の取締役会において、2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

＜転換社債型新株予約権付社債発行の背景＞

当社グループは、現在の収益基盤を支える、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスのスペシャルティ事業の拡大を図るとともに、汎用衣料繊維を中心とした不採算事業の徹底した構造改革や資産売却を含めての有利子負債の圧縮等の諸施策に取り組み、グループ全体としての収益力の向上と財務体質の改善を進めてまいりました。

これらの成果を踏まえ、05 年 3 月に策定した中期経営計画では、当社グループが新たな成長ステージに入ったとの認識のもと、①フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスのスペシャルティ事業の積極的な拡大、②衣料繊維事業などノンスペシャルティ事業の圧縮、③グループ経営の強化、④財務体質の改善の 4 項目を重点課題に掲げ、より成長志向を強めた事業ポートフォリオの改革を推進することといたしました。

なかでも、スペシャルティ事業の拡大を最優先課題と位置づけ、減価償却額を上回る設備投資を実施しておりますが、今後はさらに液晶光学用フィルムの新増設、自動車用エアバッグ基布の国内外での拡大、エンジニアリングプラスチックおよび工業接着剤の生産能力拡大などの設備投資を予定しており、これらの資金需要に対応するため、今般、本新株予約権付社債の発行の決定に至りました。

＜今回調達資金の使途＞

本資金調達による発行手取金は、主として、当社の重点拡大事業である、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスの 3 事業において、今後の中核となる設備の増産・増強、効率化のための設備投資需要に活用するとともに、一部資金を有利子負債の返済資金として充当する予定です。

＜転換社債型新株予約権付社債発行の意義・目的＞

当社は、今後予想される中長期的な金利の上昇局面において、金利コストの最小化と金融収支の改善を図りながら、既存の株主に配慮した形態となる資金調達手段の検討を進めてまいりました。その結果、時価を上回る基準での転換価格が設定され、かつゼロクーポンでの発行となる本新株予約権付社債が最適な資金調達手段であるとの判断に至りました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 社 債 の 名 称 | 東洋紡績株式会社 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 社 債 の 払 込 金 額 | 本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 500 万円） |
| 3. 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 |
| 4. 新 株 予 約 権 の 割 当 日 | 2007 年 3 月 23 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| 5. 社債の払込期日及び発行日 | 2007 年 3 月 23 日 |
| 6. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | Mizuho International plc を主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国は除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。 |
| (2) 発行価格（募集価格） | 本社債の額面金額の 102.5% |
| 7. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 新 株 予 約 権 の
目的である株式の
種 類 及 び 数 | <p>① 種類
当社普通株式</p> <p>② 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記第 7 項(3)号記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> |
| (2) 発 行 す る 新 株
予 約 権 の 総 数 | 4,000 個と代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記第 8 項(7)号に定義する。以下同じ。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 500 万円を除した個数との合計数 |
| (3) 新株予約権の行使に際
して出資される財産の
内 容 及 び そ の 価 額 | <p>① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</p> <p>② 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記第 6 項(1)号記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に 1.15 を乗じた額を下回ってはならない。</p> |
| (4) 行 使 期 間 | 2007 年 4 月 6 日から 2012 年 3 月 9 日まで（行使請求受付場所現地時 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

間)とする。但し、①下記第 8 項(5)号②乃至⑥記載の本社債の繰上償還の場合は(下記第 8 項(5)号④記載の繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、償還日の 3 東京営業日前の日まで、②下記第 8 項(5)号⑦記載の本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が下記第 8 項(10)号記載の支払代理人に預託された時まで、③下記第 8 項(5)号⑧記載の本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時まで、また④下記第 8 項(6)号記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012 年 3 月 9 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また本新株予約権付社債の要項に従って当社の組織再編等(下記第 8 項(5)号⑤に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、それらの効力発生日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。

- (5) 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (6) 転換価額等の調整 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時価} \end{array}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の取得事由 取得事由は定めない。
- (9) 行使請求受付代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
Mizuho Corporate Bank, Ltd., London Branch
- (10) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 ① 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、受託会社が本新株予約権付社債の要項に従いこれに同意し、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日(会社分割、株式移転又は株式交換(それぞれ以下に定義する。))の場合は、当該会社分割、株式移転又は株式交換の効力発生日から14日以内)において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記第8項(5)号⑤(ii)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- ② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記第7項(6)号と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したら得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 組織再編等(合併、株式交換又は株式移転の場合であって、当社及び承継会社等が本(ii)に従うことを選択した場合を含む。)の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したら本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後までの日）から、上記第 7 項(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できない。

③ 当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(11) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の発行総額（額面金額総額）

200 億円と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額との合計額

(2) 各社債の額面金額

500 万円とする。

(3) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

- (4) 利払期日及び利払方法 該当事項なし。
- (5) 償還期限、償還価額及び償還の方法
- ① 満期償還
2012年3月23日（以下「償還期限」という。）に本社債の額面金額の100%で償還する。
 - ② 130%コールオプション条項による繰上償還
2010年3月24日以降、終値が、30連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある上記第7項(3)号記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、かかる通知は当該30連続取引日の末日から30日以内になされなければならない。また、当社が、残存本社債の全部につき下記⑤又は⑥に基づく通知を行った場合、本②に基づき当社が本社債を償還する権利は、直ちに消滅する。「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
 - ③ クリーンアップ条項による繰上償還
本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が、残存本社債の全部につき下記⑤又は⑥に基づく通知を行った場合、本③に基づき当社が本社債を償還する権利は、直ちに消滅する。
 - ④ 税制変更による繰上償還
日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。前記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに当社に通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当社が、残存本社債の全部につき下記⑤又は⑥に基づく

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

通知を行った場合、本④に基づき当社が本社債を償還する権利は、直ちに消滅する。

⑤ 当社が組織再編等を行う場合の繰上償還

組織再編等が生じたが、当社が、受託会社に対して、(i)上記第7項(10)号①記載の措置を講ずることができない旨の証明書、又は(ii)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日（会社分割、株式移転又は株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転又は株式交換の効力発生日から14日以内）において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書のいずれかを交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記第7項(3)号②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記第7項(3)号②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(i)当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における(a)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(b)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(c)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(d)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）の承認決議の採択、並びに(ii)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものの、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における承認決議の採択の総称である。

上記にかかわらず、当社が、本⑤に基づく償還に係る通知をしていない場合には、当社は、上記②、③又は④に基づき本社債を償還することができる。

⑥ 上場廃止等による繰上償還

(i)証券取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公に表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記⑤記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑥に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記⑤及び本⑥の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記⑤が適用されるものとする。上記にかかわらず、当社が、本⑥に基づく償還に係る通知をしていない場合には、当社は、上記②、③又は④に基づき本社債を償還することができる。

⑦ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2010年3月24日に当該本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記各繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記第8項(10)号記載の支払代理人に預託することを要する。

⑧ 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失 信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額で直ちに償還しなければならない。

- | | |
|---|--|
| (7) 社 債 券 の 様 式 | 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできないものとする。 |
| (8) 担 保 又 は 保 証 の 有 無 | 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。 |
| (9) 財 務 上 の 特 約 | 担保設定制限が付される。 |
| (10) 支 払 代 理 人 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
Mizuho Corporate Bank, Ltd., London Branch |
| (11) 新 株 予 約 権 付 社 債 に
係 る 名 簿 管 理 人 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. |
| (12) そ の 他 | 当社株式に関する安定操作取引は行わない。 |

9. 上場申請の有無 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

（ご参考）

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

本資金調達による発行手取金は、主として、当社の重点拡大事業である、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスの3事業において、今後の中核となる設備の増産・増強、効率化のための設備投資需要に活用するとともに、一部資金を有利子負債の返済資金として充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

成長分野であるスペシャルティ事業への投資を通じて今後の収益の向上に資するとともに、本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行される為、今後の金融収支の改善が見込まれます。なお、平成19年3月期の業績予想（連単とも）に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、配当政策を企業にとって最も重要な政策の一つとして位置づけています。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(2) 配当決定に当たっての考え方

安定的な配当の継続を基本に、利益の状況や財務体質の強化などを総合的に勘案の上、決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

成長分野における競争力強化と、中長期的な展望に立った新規事業の開発を目的とする投資等に有効活用していく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	7.51円	13.19円	14.80円
1株当たり年間配当金	5.00円	5.00円	5.00円
実績配当性向	66.6%	37.9%	33.8%
自己資本利益率	4.8%	7.7%	8.3%
株主資本配当率	3.0%	2.9%	2.7%

(注) 1. 自己資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期末の資本の部合計）で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	175円	251円	258円	365円
高 値	257円	283円	414円	402円
安 値	165円	210円	239円	282円
終 値	251円	261円	364円	361円
株価収益率	33.4倍	19.8倍	24.6倍	一倍

(注) 1. 平成19年3月期の株価等については、平成19年3月6日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。